



意見書の提出

12月定例会では、次の意見書を内閣総理大臣をはじめ、関係大臣に送付しました。

●薬害C型肝炎・ウィルス性肝炎患者の救済に関する意見書

平成20年1月の薬害肝炎訴訟の和解とともに、制定された「特定フィブリノゲン製剤および特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」により、裁判所においてカルテ、投薬証明等によって血液製剤投与の事実と感染との因果関係を証明して、薬害C型肝炎被害者と認定された患者に対し、症状に応じて給付金を支払うこととなりました。

しかしながら、C型肝炎は感染してから発症までに10年から30年を経過するのに、カルテの保存義務は5年そのため、90%以上の患者はカルテによる証明が難しく、特措法による救済対象から外されかねない状況にあります。裁判所において国は、医師の証人調べや過重な裏付け証明を患者側に求めるため、提訴すること自体が阻害され、特措法による救済をいっそう困難にしています。

薬害C型肝炎患者を含むB型・C型肝炎約350万人のウィルス性肝炎患者は、進行する病状、インタークエロンのすさまじい副作用、肝臓がん・死への恐怖にさいなまれ、命を失う人も多数おり、高い医療費の負担や生活に苦しみ、いわれなき社会的差別・偏見を受けて、国の責任による救済を痛切に求めています。

よって、国会及び政府におかれでは、衆参両院の厚生労働委員会で決議もされていることから、これ

らの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を行なうよう強く要望いたします。

1. カルテがないC型肝炎患者についても手術記録、投薬指示書、母子手帳等の書面、医師などの投与事実の証明または本人、家族等による証言等も幅広く考慮することにより、薬害C型肝炎患者と認定し、「特措法」の適用による救済を図ること。
2. ウィルス性肝炎患者が最良の治療体制と安心して暮らせる環境を確保するため、ウィルス性肝炎患者の障害者認定、障害者年金制度の拡充をはじめとした医療費・生活費の助成措置、インターフェロン治療費補助の改善等の早期実現を図ること。
3. ウィルス性肝炎の専門的な治療体制の整備、とりわけ地域格差の解消と、肝炎治療法・治療薬の開発促進を図ること。
4. ウィルス性肝炎の早期発見、早期治療と肝炎患者に対する社会的偏見、差別を解消するための啓発、相談支援の強化を図ること。
5. 薬害再発防止策の構築を図ること。
6. 総合的な肝炎対策の根拠法となる肝炎対策基本法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

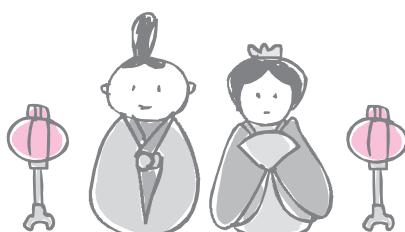
(提出先) 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
法務大臣 財務大臣 厚生労働大臣

議会を傍聴しませんか

(3月定例会の日程)

- 3月2日(月) 全員協議会
- 10日(火) 本会議
(議案上程、委員会付託、一般質問)
- 11日(水) 本会議(一般質問)
- 12日(木) 本会議(一般質問)
- 13日(金) 本会議(一般質問)
- 16日(月) 予算審査特別委員会
- 17日(火) 予算審査特別委員会
- 18日(水) 予算審査特別委員会
- 19日(木) 総務常任委員会
- 23日(月) 市民厚生常任委員会(午後1時30分)
- 24日(火) 産業建設常任委員会
- 25日(水) 文教常任委員会
- 27日(金) 本会議
(委員長報告、質疑、討論、採決)

各日とも午前9時30分から開催の予定です。委員会については事前にお申し込みください。
詳しくは議会事務局へお問い合わせください。
電話 0256-93-5296(直通)



三条・燕・加茂

3市議会議員合同研修会を開催



三条・燕・加茂の議員合同研修会が、1月20日、三条市で開催されました。

この研修会は、3市の市議会議員の交流と研修を目的に行っているものです。研修では、全国市議会議長会の石橋茂次長を講師に招き、「分権時代における地方議会～制度改正の方向性と展望」をテーマに、これから的地方議会の課題やあり方などについて研修し、交流を深めました。

11月の臨時会で「議会報特別委員会」のメンバーも一部替わり、改選までの8回の「議会だより」を担当します。「議会だより」の編集作業は一回3～4時間かかり、完結までに3回くらい集まります。委員会として、少しでも多くの「市民」に開いて読んでもらえるようにとアイデアを出し、今号は表紙を一新し、一般質問も横組みにしてお届けしました。見やすさ、読みやすさはいかがでしょうか。

(長井記)

よ
と
が
き